

玄海原子力発電所3号機第19回定期検査計画の概要

1. 関係法令

原子炉等規制法 第43条の3の16 第1項 (定期事業者検査)

2. 定期事業者検査を実施する設備

- (1) 原子炉本体
- (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- (3) 原子炉冷却系統施設
- (4) 計測制御系統施設
- (5) 放射性廃棄物の廃棄施設
- (6) 放射線管理施設
- (7) 原子炉格納施設
- (8) その他発電用原子炉の附属施設
 - ①非常用電源設備
 - ②常用電源設備
 - ③補助ボイラー
 - ④火災防護設備

3. 定期検査期間中に実施する主な工事

(1) 燃料の取替え

燃料集合体193体のうち、一部を新燃料に取り替える。

(2) 原子炉安全保護シーケンス盤更新工事

原子炉安全保護シーケンス盤は、原子炉冷却材圧力等の数値に異常があった場合に、原子炉を冷却するためのポンプ・弁等を予め定めた順序に従って自動で作動させる設備である。

運転開始時から設置しており、最新の設備に更新することで信頼性向上を図る。

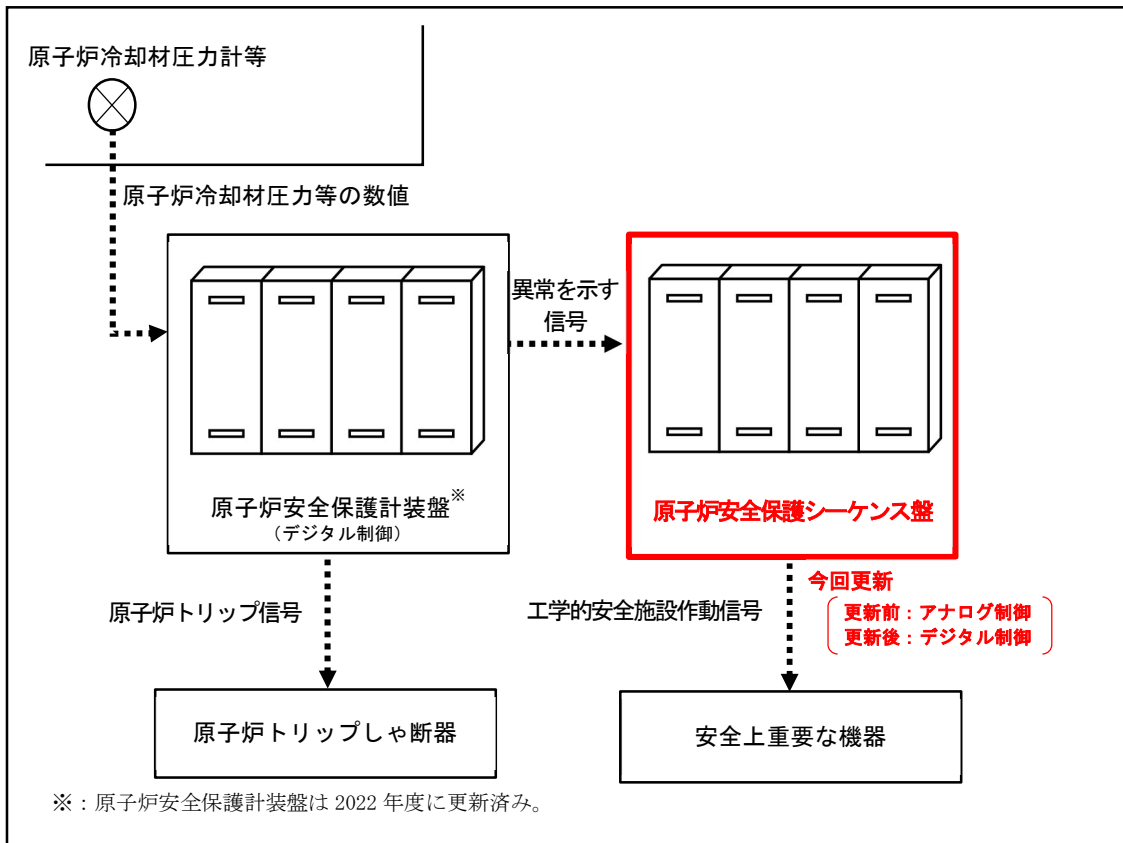
以 上

主な工事の概要

原子炉安全保護シーケンス盤更新工事

原子炉冷却材圧力等が異常に低下するなどの事象が発生した場合には、原子炉安全保護計装盤が圧力計等の数値から異常を検知し、異常を示す信号を原子炉安全保護シーケンス盤に発信する。その信号を受け、原子炉安全保護シーケンス盤は原子炉を冷却するためのポンプ・弁等予め定めた順序に従って自動で作動させる。

今回、この原子炉安全保護シーケンス盤について、最新の設備に更新することで信頼性向上を図る。



〈設備概要図〉

【各設備の役割】

・原子炉安全保護計装盤

原子炉冷却材圧力等の数値からプラントの異常を検知した場合に、原子炉を止めるための原子炉トリップ信号や、原子炉安全保護シーケンス盤へプラントの異常を示す信号を発信する。

・原子炉安全保護シーケンス盤

原子炉安全保護計装盤からプラントの異常を示す信号を受信した場合に、異常を収束させるため、原子炉を冷却するためのポンプ・弁等に作動信号を発信する。